

154-参-外交防衛委員会-7号 平成14年04月11日

山口那津男君 公明党の山口那津男です。

前回九日の質問で御答弁をいただく時間を作れませんでしたので、地雷除去支援についてもう一度御質問させていただきま

す。

まず、外務大臣にお伺いいたします。公明党では、地雷除去支援に対する小委員会を作りまして、これまで様々な調査をしまいりました。例えば、地雷探知のためのロボット技術の開発の研究の現場でありますとか、あるいは地雷を実際に除去する機械の工場とか、そういうものを見てまいりました。特に、先日、山梨県地雷除去処理機、これを実験、開発する、そういう現場を見てまいりました。そこで三つの課題を感じたわけであり

ます。

一つは、地雷処理、地雷除去の処理そのものと、それからこのシヨベルカーの先端にロータリーカッターを付けるという機械な

として活用できると、一つ一つ一挙両得の処理のできる機械があるわけであり

ます。我が国がこれから地雷除去を支援するに当たっては、この農業開発支援と組み合わせた支援の在り方、総合的な支援の在り方ということを検討することが極めて日本の独自性を発揮する意味でも重要な課題だと思っております。

それともう一点は、武器輸出三原則との関係でありまして、人道目的である機材を輸出する場合に、この武器輸出三原則の本来の目的とこの人道目的、これを両立するような形で運用面でもう少し柔軟な対応をした方がいいのではないかと、そう感じております。

それともう一点、外務省が対外的にこの地雷除去を支援するに当たっては、日本国内でまだ完全に実用化に至ってないまでも、地雷除去の探知の研究開発物とかロボット研究とかあるいはその処理機材とか、様々な資源、ソースがあるわけでありまして、こういうものをやはり外務省としても是非、百聞は一見にしかずですので、ごらんになっていただいて、どんどん目で見えて聞いて、それを基にして支援の総合的な在り方を企画、検討していただきたいと、そう思うわけであり

ます。これら私が提示しました三つの課題について、外務大臣のお考

えをお聞かせいただきたいと思います。

国務大臣(川口順子君) まず、地雷問題は、これは紛争終結後の平和、復興の過程で、ここで人道支援を阻害をする、復興過程を阻害をする大きな要因だと思います。したがって、この地雷の除去は世界にとっても大きな課題だと考えております。我が国は、地雷除去を軍縮外交の一つの大きな柱と位置付けまして貢献をしたいと考えております。

委員がおっしゃられました農業開発、農耕と一緒にやる機械ということですが、これは有意義だと私は思います。今後、地雷の埋設状況や地理的な状況、現地の状況、相手国の要望といったようなことを踏まえまして、我が国の支援を検討していきたいと考えております。

次に、武器輸出三原則との関係でございますけれども、我が国は武器輸出三原則に基づきまして厳格な基準の下で武器輸出を行っているわけでございます。しかしながら、対人地雷の除去の取組を積極的に進めるといふ観点から、平成九年の十二月二日に内閣官房長官談話がございまして、対人地雷除去機材が武器と認定された場合であっても、一定の条件の下、例外的に輸出を認めることといたしております。今後も、武器輸出三

原則等の基本理念を確保しながら、更に地雷除去にも積極的に貢献できるように取り組んでいきたいと考えております。

二番目に技術、新しい技術等についてお触れにされましたけれども、世界で使われる地雷除去のための、あるいは探知のための機械や技術を開発をしていくことは、我が国の貢献として重要であると考えております。私は、いつも現場主義ということをおっしゃいますけれども、こういった技術の現場についても調査をちゃんとして、その開発の現場に行つて勉強をしていく、研究をしていくということは重要だと考えております。

外務省では、地雷や小型武器など、現実に多くの被害者を出している通常兵器の軍縮につきまして効果的な取組が可能となるように通常兵器室を設置をいたしております。こういったところで取り組んでいきたいと考えております。

山口那津男君 防衛庁長官に伺いますが、この地雷処理機あるいは探知ロボット等を開発するに当たつて、爆発物である地雷との関連、耐久性とか実際の効果とか、これを検証する必要がありまして、是非、防衛庁として演習場あるいは技術者等を活用していただきまして協力をできるようになすという道を開いていただけるともっと効果的な支援ができると思つんですが、こ

の点のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

　　国務大臣(中谷元君)　私自身も対人地雷禁止議連の会長代行として、この地雷除去の推進についてはライフワークとして取り組んでおりますが、この研究をしている方ともお会いしまして、大変立派な方ではありますが、演習場の使用等につきましても、本物の地雷を使ってということをごいまして、そのための、その際の安全管理、自己責任か、こちらにも責任を負うかどうかという問題、また演習場使用の際の法律の枠組みで運用の適用等につきましても問題がありますけれども、本件につきましては積極的に対応してまいりたいというふうに思っております。

山口那津男君　終わります。